

一般社団法人山梨県産業廃棄物協会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山梨県産業廃棄物協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に係る調査研究、指導相談、普及啓発等に関する事業及び産業廃棄物処理業の振興に関する事業を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図り、もって県民福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する調査研究事業
- (2) 産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する情報収集及び提供事業
- (3) 産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する指導、相談事業
- (4) 産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する研修事業
- (5) 産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する普及啓発事業
- (6) 産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する行政機関及び関係団体からの受託事業
- (7) 産業廃棄物の適正な処理、再生利用等に関する行政機関及び関係団体との連携事業
- (8) 産業廃棄物処理施設の設置促進に関する事業
- (9) 機関誌の発行に関する事業
- (10) 産業廃棄物処理業の振興に関する事業
- (11) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(法人の構成員)

第5条 この法人に次の会員を置く。

(1) 正会員

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、山梨県知事の許可を受けて産業廃棄物の処理を業として行っている者で、この法人の目的に賛同して入会したもの

イ 産業廃棄物の適正処理の推進に貢献している者で、この法人の目的に賛同して入会したもの

(2) 賛助会員

前号以外の者であってこの法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会したもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の正会員又は賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、正会員になった時及び毎年、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、前項の規定に準じ、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、当該総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、当該総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) 会費を引き続き2年以上納入しないとき。

(4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 会長は、前項の規定により除名したときは、除名した会員にその旨を通知しなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 死亡し、又は解散若しくは破産したとき。

(2) 廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処理業の許可の取消処分を受けたとき。

(3) 全ての正会員が同意したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 前3条に該当した会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

(変更事項等の届出)

第12条 会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、速やかに会長に届け出なければならない。

(1) 氏名若しくは名称又は代表者を変更したとき。

(2) 事務所の所在地を変更したとき。

(3) 第5条第1項第1号アに規定する業に変更が生じたとき。

第4章 総 会

(種別)

第13条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種類とする。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(構成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 賛助会員は、総会に出席して意見を述べることができる。ただし、決議に加わることはできない。

(権限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。ただし、第17条第3項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項については、当該総会において決議することができない。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額又はその規程

(4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(5) 定款の変更

(6) 解散及び残余財産の処分

(7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第16条 通常総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認めるとき。

(2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求があった日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、開会の日から1週間前までに、総会の日時、場所、目的である事項を正会員に書面をもって通知しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、総会の日から2週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、その総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開会することはできない。

(議決権)

第20条 総会における議決権は、1正会員につき1個とする。

(決議)

第21条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の

3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第26条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 前項の議案について、出席した正会員が候補者を一括して採決することに異議がないときは一括採決をすることができる。ただし、前項後段の選任の方法によるもの及び次条第3項の書面による議決権行使の結果において過半数の賛成を得られていないものについては、一括採決を行うことができない。

(議決権の代理行使等)

第22条 総会に出席できない正会員は、法令の定めにより、他の正会員を代理人として議決権を行使し、又は書面により議決権を行使することができる。

2 前項の代理人に対する代理権の授与は、当該正会員が総会ごとに行い、当該正会員又は代理人は代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

3 第1項の書面による議決権の行使は、議決権行使書面に必要な事項を記載し、総会の日時の直前の業務時間の終了時まで、当該記載した議決権行使書面をこの法人に提出し行う。このとき議決権行使書面によって行使された議決権の数は、当該総会に出席した正会員の議決権の数に算入する。

4 前2項の規定により提出された代理権を証明する書面及び議決権行使書面は、総会の日から3箇月間、この法人の主たる事務所に備え置き、この法人の業務時間内であれば正会員はいつでも閲覧又は謄写の請求をすることができる。

(決議の省略)

第23条 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案について正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が正会員の全員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことにつき正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員の中からその総会において選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人に次の役員を置く。

(1) 理事 17人以上22人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち1人を会長とする。

3 会長以外の理事のうち3人以内を副会長とする。

4 会長及び副会長以外の理事のうち1人を専務理事とする。

5 第2項の会長を法人法上の代表理事とする。

6 第4項の専務理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のいずれか1人及びその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、日常の業務を統括する。

5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 その他の監事の職務及び権限は、法令で定めるところによる。

(役員の任期等)

第30条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 役員は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議によらなければならない。

(報酬等)

第32条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、報酬等を支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議を得て別に定める。

(責任の免除又は限定)

第33条 役員がこの法人に対する法人法第111条第1項の損害賠償責任について、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、その責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、理事会の決議により、賠償の責任を負う額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問)

第34条 この法人に、顧問を置くことができる。

2 顧問は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応ずること。

(2) 理事会の諮問に応じ、諮問された事項について理事会に参考意見を述べること。

3 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。

4 顧問は無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第35条 この法人に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第36条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(4) 顧問の選任及び解任

(招集)

第37条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

3 理事は、会長に対し、理事会の目的である事項を示して理事会の招集を請求することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、前項の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

5 理事会を招集するときは、開会の日から1週間前までに、理事会の日時、場所、目的である事項及び内容を示した書面をもって通知しなければならない。ただし、理事及び監事の全員の同意があるときは、この限りではない。

(議長)

第38条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 前条第2項に規定する場合においては、当該副会長が議長を務める。

(定足数)

第39条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開会できない。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の決議に議長は理事として加わることはできない。ただし、前項の決議において、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

(決議の省略)

第41条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき決議に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りではない。

(理事会への報告の省略)

第42条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会及び部会

(委員会)

第44条 この法人に、理事会の決議により委員会を置くことができる。

2 前項の委員会は、この法人の事業を円滑に遂行するため、特定の実務を行う。

3 委員会の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(部会)

第45条 この法人に、理事会の決議により部会を置くことができる。

2 前項の部会は、この法人の目的を達成するために必要な専門的、技術的な課題等について調査・研究及び情報交換等を行う。

3 部会の組織、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第46条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の構成)

第47条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金及び会費

- (3) 寄附金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 資産から生ずる収入
 - (6) その他の収入
- (資産の管理)

第48条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の決議により定める。

(経費の支弁)

第49条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第50条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第51条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、通常総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の処分制限)

第52条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第53条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解散)

第54条 この法人は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第55条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、山梨県において発行する山梨日日新聞に掲載する方法による。

第11章 事務局

(事務局)

第57条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認により会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第12章 補 則

(委任)

第58条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は東原記守、専務理事は曾雌源興とする。
- 3 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第46条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。